

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	民事局
名 称	登記事務のコンピュータ化
評価の概要	<p>平成 15 年度末現在において、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約 70.2%、総会社・法人数の約 79.4% のコンピュータ化が完了した。不動産については、平成 16 年度末までに需要の多い都市部を中心として、全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する見込みである。また、商業については、平成 15 年度末までに主要登記所の登記情報の電子化を完了したところである。</p> <p>なお、平成 16 年度からは、最終的な登記情報の電子化の完了を目指して、登記事務のコンピュータ化を計画的に進めることとする。</p>
評価結果に基づき措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>法令名：不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号）</p> <p>立案制定 改廃の時期：平成 16 年 6 月 11 日成立。公布の日（H16.6.18）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定。</p> <p>具体的内容 紙の登記簿を原則とする規定を改め、登記簿は磁気ディスクをもって調製することを原則とした。</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>事業等名：移行計画立案・実施経費</p> <p>概算要求額（千円）：19,800,332 千円</p> <p>具体的内容 平成 17 年度において登記情報を電磁的記録に移行するための経費</p>
	<p>(3) その他</p> <p>取組を行った時期：平成 16 年度</p> <p>具体的内容 平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までに、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約 3%、総会社・法人数の約 8% についてコンピュータ化を行った。</p>
	<p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし</p> <p>(2) その他（具体的内容・取組予定時期） 不動産登記については平成 20 年度早期に、商業・法人登記については原則として平成 17 年度末までに、登記情報の電子化を完了させることを新たな達成目標にして、登記事務のコンピュータ化を計画的に進めることとしている。</p>
	<p>3. その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	民事局
名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入
評価の概要	<p>電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進めることとしているところ、平成15年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、約98%となっており、基本目標を達成している。なお、平成16年度においても引き続き計画的な導入を図ることにより、可能な限り早期に導入率が100%となるようにしている。</p> <p>(本制度を利用可能な法人の割合を指標とする。)</p> <p>平成13年度末：約50%以上 平成14年度末：約85%以上 平成15年度末：約95%以上 平成16年度早期：100%</p>
評価結果に基づく措置状況	1.これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし(平成16年度において導入完了)
	(3) その他
	<p>取組を行った時期：通年</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 平成16年度においても、商業登記に基礎を置く電子認証制度の計画的な導入を図っているところであり、本年9月1日現在において本制度を利用可能な法人の割合は、約99%に達している。</p>
	2.今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き計画的な導入を図ることにより、可能な限り早期に導入率が100%となるようにしている。
	3.その他 該当なし
備考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房司法法制部
名 称	外国法事務弁護士の在り方
評価の概要	平成 15 年度の外国法事務弁護士の登録者数は前年度に引き続き増加し、結果として国内外のニーズに応えることができた。また、承認取消者数はゼロを維持しており、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという目標を達成することができた。
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>法令名：外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法</p> <p>-----</p> <p>立案制定 改廃の時期：平成 15 年 7 月 18 日改正法成立，同月 25 日公布，平成 16 年 4 月 1 日一部施行，同年 6 月 9 日公布の政令により平成 17 年 4 月 1 日完全施行予定。</p> <p>-----</p> <p>具体的内容</p> <p>ア 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の撤廃</p> <p>イ 外国法事務弁護士と弁護士及び弁護士法人との共同事業等に関する規制の撤廃</p> <p>ウ 上記規制緩和に伴う弊害防止措置を講ずる</p> <p>-----</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>事業等名：外国法事務弁護士制度運営経費</p> <p>-----</p> <p>概算要求額 (千円)：28,241 千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容</p> <p>外国法事務弁護士となる資格の審査等</p> <p>-----</p> <p>(3) その他 該当なし</p> <p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容 取組予定時期)</p> <p>該当なし</p> <p>-----</p> <p>(2) その他 (具体的内容 取組予定時期)</p> <p>平成 17 年 4 月の改正外弁法の施行準備を行うとともに施行後の運用状況の把握に努め，さらなる制度整備の有無を検討する。</p> <p>3. その他</p> <p>該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房司法法制部
名 称	債権管理回収業の監督
評価の概要	<p>成果指標である苦情率は、前年度に比較して3.9ポイント増加しているが、行為規制に関する実質的な苦情率は、逆に1.9ポイント減少している。</p> <p>次に、結果指標である立入検査の実施率及びヒアリング実施件数は、いずれも大幅に増加しているほか、ヒアリング結果等についても特に問題になる事項は認められない。しかしながら、業務改善命令に係る行政処分が1件実施されたが、その内容は会社の運営体制に関するもので、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。</p> <p>したがって、総合的に判断して、いずれの指標についても目標値を達成し得たと評価することができる。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	事業等名： 債権回収監督制度運営経費
	概算要求額(千円)： 47,903千円
	具体的内容 債権管理回収業の営業許可の審査等
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし	
(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するための取組を進める。	
3. その他 該当なし	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	人権擁護局
名 称	民事法律扶助事業の推進
評価の概要	<p>援助の各件数は、前年度に比べ大幅に伸びており、他方、自己破産事件を大量一括委託してコストを下げる等、事業の効率的執行のための工夫もなされている上、償還率も向上している。</p> <p>以上のことから、民事法律扶助事業は適正に実施されたものと評価できる。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p>
	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>事業等名：法律扶助事業費補助金の増額</p> <p>-----</p> <p>概算要求額(千円)：4,508,570千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容</p> <p>平成17年度においても、民事法律扶助に対する需要の増加に適切に対応するため、16年度当初予算に比べ約5億円強の増額要求を行った。</p>
	<p>(3) その他 該当なし</p>
	<p>2. 今後の予定</p>
<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期)</p> <p>該当なし</p>	
<p>(2) その他(具体的内容・取組予定時期)</p> <p>事業の継続</p>	
<p>3. その他</p> <p>総合法律支援法案が先の第159回通常国会において可決、成立し、6月2日に総合法律支援法(平成16年法律第74号)として公布されたところである。</p> <p>同法によると、現在、(財)法律扶助協会が行っている民事法律扶助事業については、独立行政法人類似の組織として新設される日本司法支援センターがこれを実施することとされている。同センターの業務開始は、同法施行後2年6月以内の政令で定める日とされており、これと同時に民事法律扶助法は廃止されることとなる。</p>	
備 考	